

番号法施行に伴う個人情報保護条例の改正の検討項目

第 1 条例改正の考え方

【論点】 番号法施行に伴う個人情報の保護の施策について、必要最小限度の改正とするか又は番号条例（仮称）を制定するか。

【概要】

1 現行条例改正案

- 番号法で規定されている個人情報の保護措置に準じた改正内容を、現行条例に盛り込む。
- 番号法 31 条で自治体が必要な施策を行うものとされていることに伴い、多数の自治体で検討されている方法である。
- 個人情報保護の観点での改正が可能であり、比較的論点は限定される。

2 「番号条例（仮称）」

- 番号法で規定されている個人情報の保護措置とともに、番号法での自治体の独自利用に関する規定等（番号法 19 条 2 項、19 条 9 号、18 条）を盛り込み、本市における番号関係の一般条例を制定する。
- 東京都において、検討されている。
- 独自利用等に関する検討は時間がかかり、10 月までに成案をまとめることは困難と思われる。

【方針案】

※ 諮問の内容に左右される問題でもあるが、現時点では 2 の番号条例制定は現実的ではないため、1 の現行条例改正が現実的である。

第 2 「個人情報」「特定個人情報」等の用語の定義（条例 2 条関係）

【論点】

- 番号法の定義と現行条例の定義が異なっているため、条例の定義について整合性の検討が必要である。（「個人情報」、「特定個人情報」等）

【概要】

1 「個人情報」（それを引用する「特定個人情報」）

① 個人情報に関する「照合の容易性」要件の有無

番号法は「他の情報と容易に照合することができる」ものを含むが、条例は他の情報と照合することができるものはすべて含むこととなっている。

② 個人情報に関する「死者」の取り扱い

番号法は「死者」を含まないが、条例は「死者」を含んでいる。

2 新規定義

- 「特定個人情報」、「個人番号」、「特定保有個人情報」、「情報提供等記録」

【検討案】

○ 条例での「特定個人情報」に係る「個人情報」

A案 番号法に倣い、死者を含まず、かつ、照合容易な個人情報とする。

B案 条例の「個人情報」と同様とし、死者を含み、かつ照合可能な個人情報とする。

その他

- ※ 「死者」、「照合容易性」のいずれも市の条例の「個人情報」に合わせた定義とすると、番号法からは上乗せの規制となる。しかし、①本市条例での「特定個人情報」に関する特例の規定は、目的外利用・提供の制限、開示・訂正・停止請求に関する事項であり、これらについて上乗せの規制としたとしても法との抵触が生じることは考えにくいこと、②あえて条例の個人情報から「死者」と「照合が容易」でないものを除外して運用するほうが煩雑であり、また実益もないこと、③番号法が規定する規制は自治体に直接適用されるためこの範囲では条例の定義との整合性を取るまでの必要はないことからすると、従前の条例上の「個人情報」を基礎とする定義が妥当ではないか。

第3 保有特定個人情報の目的外利用、提供の制限（条例10条、10条の2）

【概要】 保有特定個人情報については、目的外利用等を制限することとする。

- ※ 番号法施行に伴う必要的改正

- 1 保有特定個人情報は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」にのみ、自ら目的外で利用できることとする。
- 2 1の場合のほかは、目的外で自ら利用することも、他へ提供することもできないこととする。
- 3 情報提供等記録については、1の場合の目的外利用もできないこととする。

第4 開示・訂正・利用停止等請求の任意代理人への拡大（条例18条～20条）

【概要】

- 保有特定個人情報の開示・訂正・利用停止の請求について、任意代理人による請求を認めることとする。

- ※ 番号法施行に伴う必要的改正（番号法30条及び29条での行政機関個人情報保護法26条の読み替え規定）

【論点】

- 1 保有特定個人情報の開示等請求について認める任意代理人の範囲をどうするか（一定の範囲の者に限定するか否か）。
- 2 他の個人情報について任意代理人の請求を認めるか否か。

【検討案等】

1 任意代理人の範囲

- 国の行政機関個人情報保護法は、代理人の範囲に限定はしていない。
- 政令市では、限定を検討している自治体（神戸市 守秘義務が課されている 8 士業）、任意代理人の場合の確認方法に慎重な手順を検討している自治体（京都、川崎）。

2 他の個人情報の開示等の請求についての任意代理人による請求の可否

- 国の行政機関個人情報保護法は、認めていない。
- ※ 特定個人情報について任意代理人を認め、それ以外については認めないとするとはバランス上の問題はありうる。

第 5 開示に関する手数料の減免（31条）

【概要・論点】

- 番号法は、特定個人情報の開示請求手数料については減免すべきこととしている（番号法 30 条及び 29 条での行政機関個人情報保護法 26 条の読み替え規定）。
- 本市ではすでに開示手数料は無料であるため、対応不要。
- ただし、写しの交付費用については実費を徴収することとなっているが、この写しの交付費用について減免規定を設けるべきか否か。

【検討案】

- 国においても開示手数料とは別に写しの交付費用の聴取規定があるが、これについては改正がなされていない。
- また、経済状況のいかんにかかわらず自己の特定個人情報の正確性を確認するという立法趣旨からすると、本市では無料で請求できる閲覧請求によってその趣旨は達成されているといえるのではないか。

第 6 特定個人情報開示の他の開示制度優先原則の排除（69条）

【概要】

- 特定個人情報の開示請求に関しては、他の開示等制度の優先規定を適用しないこととする。（番号法 30 条及び 29 条での行政機関個人情報保護法 26 条の読み替え規定）

【論点】

- 番号法施行に伴う必要的改正であるが、マイポータル制度の概要が不明のため、マイポータル制度が市の開示制度とどのような関係があるのかの議論の余地あり。

第 7 情報提供等記録に関する事案の移送の制限（28条、40条）

- 【概要】 情報提供等記録の開示等の請求に関しては、他の実施機関への事案の移送を行わないこととする。

※ 番号法施行に伴う必要的改正（番号法 30 条及び 29 条での行政機関個人情報保護法 26 条の読み替え規定）

第 8 保有個人情報訂正時の提供先（総務大臣）への通知（41 条）

【概要】 情報提供等記録の訂正をした場合に、総務大臣に通知することとする。

※ 番号法施行に伴う必要定期改正（番号法 30 条及び 29 条での行政機関個人情報保護法 26 条の読み替え規定）

第 9 情報提供等記録に関する利用停止請求権の制限（42 条）

【概要】 情報提供等記録については、利用停止を認めないこととする。

※ 番号法施行に伴う必要定期改正（番号法 30 条及び 29 条での行政機関個人情報保護法 26 条の読み替え規定）

第 10 電子計算機結合に関する制限（12 条）

【概要・論点】

- 現在の条例では、電子計算機結合をする際に審議会の意見を聴くこととしているが、番号法に規定する情報提供ネットワークシステムは電子計算機結合を前提として運用されることとされている。
- 今後、番号法に基づく情報提供ネットワークシステムを使用して電子計算機結合をする場合にも、審議会の意見を聴くこととするか、否か。

【検討案等】

- 番号法に基づく情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、公益上の必要性は番号法で担保され、また個人の権利利益の侵害性は「特定個人情報保護評価」制度において担保されるため、審議会での個別の意見をあらかじめ聞く必要はないものとしてよいか。

第 11 条例の施行期日

- マイポータル制度の施行は平成 29 年 1 月に予定されているため、これに伴う情報提供等記録等に関する改正規定をいつ行うか。

※ 立法技術上の問題ではあるが、考え方としては議論の余地あり。